

事 務 連 絡

平成21年8月11日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 担当者 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領等について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成21年度障害者自立支援対策臨時特例交付金については、平成21年5月29日から適用されているところですが、同交付金による特別対策事業のうち福祉・介護人材の処遇改善事業の実施の手続き等に関しては、随時、事務処理要領（案）等をお示ししてきたところです。

各都道府県におかれましては、管内の福祉サービス等事業者を対象とする説明会を開催していただいているところですが、今般、事務処理要領の内容が確定いたしましたので、次のとおりお知らせいたします。

なお、前回お知らせいたしました事務処理要領（案）から、ご意見等を踏まえ、一部修正いたしておりますのでご注意くださいようお願いいたします。

- 福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領
- Q & A（前回の修正、追加分を含む）

各都道府県におかれましては、事業者に対して、事務処理要領（案）からの変更点について改めて周知していただくとともに、今後開催される事業者説明会において、今般お送りする事務処理要領等に基づいて説明いただくようお願いいたします。

あわせて、管内市町村、関係機関等に対し、本件について周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようご配慮願います。